第三十六号の七様式（第六条、第六条の二の二、第六条の三、第十一条の四関係）（Ａ４）
（第二面）

建築設備の状況等

【１．建築物の概要】～【８．非常用の照明装置の検査者】　（略）

【９．非常用の照明装置の概要】

【イ．照明器具】□白熱灯（　　灯）□蛍光灯（　　灯）
□ＬＥＤランプ（　　灯）□その他（　灯）

【ロ．予備電源】　（略）

【10．給水設備及び排水設備の検査者】～【12．備考】　（略）

第三十六号の八様式（第六条関係）（Ａ４）

（注意）

１．・２．　（略）

３．第二面関係

①～⑩　（略）

⑪　５欄の「イ」は、建築基準法施行令第129条第３項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が確かめられた建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の２第３項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が確かめられた建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性能を検証した階を記入してください。建築基準法第38条（同法第66条、第67条の２及び第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第１項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。

⑫～⑰　（略）

４．　（略）

第三十六条の十（第六条の二の二関係）（Ａ４）

（注意）

１．　（略）

２．第一面関係

①～⑤　（略）

⑥　４欄の「ハ」は、指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入してください。

⑦　（略）

３．第二面関係

①　（略）

②　１欄の「イ」又は「ロ」は、直前の確認（建築基準法第87条の４及び同法第88条第１項の規定により準用して適用される同法第６条第１項に規定する確認。以下この様式において同じ。）について、「ハ」及び「ニ」は、直前の完了検査について、それぞれ記入してください。

③～⑳　（略）

４．　（略）

第三十六号の七様式（第六条、第六条の二の二、第六条の三、第十一条の四関係）（Ａ４）
（第二面）

建築設備の状況等

【１．建築物の概要】～【８．非常用の照明装置の検査者】　（略）

【９．非常用の照明装置の概要】

【イ．照明器具】□白熱灯（　　灯）□蛍光灯（　　灯）□その他（　灯）

【ロ．予備電源】　（略）

【10．給水設備及び排水設備の検査者】～【12．備考】　（略）

第三十六号の八様式（第六条関係）（Ａ４）

（注意）

１．・２．　（略）

３．第二面関係

①～⑩　（略）

⑪　５欄の「イ」は、建築基準法施行令第129条第３項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が確かめられた建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の２第３項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が確かめられた建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性能を検証した階を記入してください。建築基準法第38条（同法第67条の２、第67条の４及び第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第１項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。

⑫～⑰　（略）

４．　（略）

第三十六条の十（第六条の二の二関係）（Ａ４）

（注意）

１．　（略）

２．第一面関係

①～⑤　（略）

⑥　４欄の「ハ」は、指摘があつた遊戯施設について記入してください。

⑦　（略）

３．第二面関係

①　（略）

②　１欄の「イ」又は「ロ」は、直前の確認（建築基準法第87条の２及び同法第88条第１項の規定により準用して適用される同法第６条第１項に規定する確認。以下この様式において同じ。）について、「ハ」及び「ニ」は、直前の完了検査について、それぞれ記入してください。

③～⑳　（略）

４．　（略）